

2025年2月19日（お知らせ）



## 令和7年2月4日からの大雪山被害により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

この度の大雪山により被災されたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法が適用された地域において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、JAでんきとして下記の特別措置を実施させていただきますので、お知らせします。

### 記

#### 1. 対象地域

下表記載の災害救助法が適用された地域

適用日	市町村
2月7日	[福島県] 会津若松市、喜多方市、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町 [新潟県] 長岡市、東蒲原郡阿賀町
2月9日	[福島県] 岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町 [新潟県] 十日町市、魚沼市
2月10日	[福島県] 郡山市 [新潟県] 上越市、中魚沼郡津南町
2月12日	[新潟県] 妙高市

#### 2. 特別措置の内容

##### (1) 電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの2025年1月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限ります）、2月、3月および4月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長します。

##### (2) 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り申し受けません。

##### (3) 使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2025年8月末日までは申し受けません。なお、必要書類をご提出頂く必要がありますので、担当者より折り返しご連絡させていただきます。

#### 3. その他

(1) 上記特別措置の適用に当たって、管轄する一般送配電事業者である東北電力ネットワーク株式会社に対する申請が必要な場合は、お客さまに「り災証明書」をご提出いただくことがあります。

(2) 特別措置の適用をご希望されるお客さまは、JAでんきをお申込みいただいた代理事業者を通じてお申し出下さい。

以上